

酒蔵ツーリズム推進協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、酒蔵ツーリズム推進協議会と称する（以下、「本協議会」という）。

(目的)

第2条 本協議会は、酒蔵ツーリズムの振興を通じて、日本産酒類（日本酒、焼酎、泡盛及び日本産ワイン・ビール等）を盛り立てるとともに、それを観光資源として活用し、外国人観光客への訴求も見据え、我が国及び地域の魅力の発信と地域活性化につなげる。

(活動)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 酒造業界と観光業界その他の関係者とのネットワーク化
- (2) 協力企業からの「連携プロジェクト」提案の募集・選定
- (3) 酒蔵ツーリズムの振興に資する情報発信
- (4) その他、本協議会の目的に資するもの

第2章 会員

(会員)

第4条 会員は、有識者、酒造関係業界、観光・交通関係団体、地方自治体、政府機関、協力企業で構成される。

(会費)

第5条 会費は無料とする。

第3章 事務局幹事

(設置等)

第6条 本協議会の業務を処理するため、事務局幹事を設置する。

- 2 事務局幹事は会員自治体による持ち回りとする。
- 3 持ち回りの順番は、協議会で決める。

(事務局幹事の業務)

第7条 事務局幹事は次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の召集、マスコミへの周知
- (2) 協議会会場の手配
- (3) 協議会資料の作成、会員の意見集約
- (4) 協議会議事概要の作成、会員への周知

- (5) 事務局幹事の引き継ぎ
- (6) その他、本協議会の目的に資するもの

第4章 協議会の開催

(協議会の開催)

第8条 本協議会は、1年に1回程度開催するほか、事務局幹事が必要を認めた場合に開催する。

第5章 財産及び会計

(財産)

第9条 本協議会は一切の財産を持たない。

2 本協議会開催に必要な支出は、事務局幹事が行う。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第10条 この規約は、本協議会において必要に応じて変更することができる。

第7章 作業部会（WG）

(WG)

第11条 必要に応じ作業部会WGを設置することができる。

2 WGのメンバーは、会員に限らない。

第8章 補則

第12条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、本協議会において協議するものとする。

附 則

1 この規約は平成25年12月8日から施行する。